

# 入院時生活療養費（Ⅰ）【療養病棟-医療保険】

当院は、健康保険法第63条第2項第2号イおよび高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（入院時食事療養（Ⅰ））の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

## 食事の提供時間について

朝：7：30      昼：12：00      夕：18：00

## 標準負担額

		食費（1食）	居住費（1日）
一 般：	入院時生活療養（Ⅰ）	490円	370円
	指定難病患者	280円	0円
低所得Ⅱ：	申請月以前の12か月以内の入院日数90日以下	230円	370円
	申請月以前の12か月以内の入院日数90日超	180円	
低所得Ⅰ：	下記に該当しない者	140円	370円
	重篤な病状又は集中的治療を要するもの	110円	370円
	指定難病患者，老齢福祉年金受給者，境界層該当者	110円	0円

2024年6月1日